

第2編 森林整備編

第2章 治山測量

第3節 山地治山等測量

第1項 溪間工の測量

第2214条 平面測量

1 平面測量は、中心線測量で設置した測点、~~溪床勾配の変化点等の地盤高及び既設構造物の高さ等を~~測量するものとする。~~を基準として、保全対象、所有者界、土砂捨場、林相区分等を明らかにするものとする。~~測量方法は次の各号による方法を標準とし、設計図書又は監督職員の指示によるものとする。

(1) 平面測量

平面測量は、トータルステーション（光波測距儀）を使用して、測量する。

(2) 簡易平面測量

簡易山腹平面測量は、ポケットコンパス等を使用して、測量する。

2 測量~~成果~~に基づき、平面図、~~工種配置図~~を作成するものとする。